

一 般 質 問 通 告

(令和7年つくば市議会定例会9月定例会議)

実施日	質問順位	氏 名
9/9 (火)	1	13番議員 川久保 皆 実
	2	5番議員 樋 口 裕 大
	3	15番議員 中 村 重 雄
	4	25番議員 木 村 修 寿
	5	8番議員 青 木 真 矢
	6	22番議員 小久保 貴 史
	7	21番議員 神 谷 大 蔵
	8	28番議員 塩 田 尚
9/10 (水)	9	10番議員 渡 辺 峰 子
	10	9番議員 篠 内 幸 代
	11	17番議員 山 中 真 弓
	12	7番議員 梅 沢 尊 信
	13	6番議員 伊 藤 文 弥
	14	24番議員 木 村 清 隆
	15	3番議員 田 代 優
9/11 (木)	16	12番議員 小 村 政 文
	17	4番議員 市 原 琢 己
	18	16番議員 あさの えくこ
	19	1番議員 川 田 青 星
	20	2番議員 榊原 アリーゼ
	21	27番議員 飯 岡 宏 之
	22	18番議員 小森谷 さやか
9/12 (金)	23	14番議員 川 村 直 子
	24	11番議員 酒 井 泉



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 8 時 30 分 受 付
(通告書 5 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 子育て世帯訪問支援事業及び産後の家事支援の強化について	令和 5 年 12 月 定例会の一般質問において、つくば市では産後 4 週目以降の家事支援が公的な事業としては手薄な状況であることを指摘した上で、令和 6 年 4 月 1 日施行の改正児童福祉法により市町村の努力義務となる「子育て世帯訪問支援事業」として産後の家事支援を強化していくことの検討を求めたところ、「子育て世帯訪問支援事業については、改めて国の通知や他自治体の事例等を確認しながら、令和 6 年度中に対象者をはじめとした事業内容を検討いたします。」との答弁を得ました。 次に、令和 7 年 2 月 定例会議の一般質問において、当該事業の今後の方向性について質問したところ、「今後、他自治体へのヒアリングの結果を受け、収集した情報を踏まえたより詳細な検討を進めていきます。」「本年 6 月をめどに決定します。」との答弁を得ました。 そこで、当該検討の結果を伺います。	市長 担当部長
2 市民による通報システムについて	令和 6 年 12 月 定例会議の一般質問において、『市長公約事業のロードマップ 2020-2024』のうち公約番号 2「ほしい市役所の情報が自動で	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 障がい者支援(集団健診等及び訪問理美容)について	届き、道路破損などの気づきを気軽に通報できる双方向のシステムを導入」について、公約の後半部分の通報システムが導入されていないことを指摘した上で、その導入予定を質問したところ、「今年度中には、点灯していない街路灯に関する情報など一部について市民利用を開始します。」「道路破損については、遅くとも来年度中には市民が通報できるようにします。」「道路・公園のごみの放置、倒木や落枝の危険性、ベンチや遊具の老朽化・破損の通報について、それをシステムの対象にすることは可能です。(中略)他自治体の事例も参考にしながら、庁内で検討を進め、遅くとも来年度中には市民利用を開始したいと考えています。」との答弁を得ました。 そこで、次の点を伺います。 (1) 既に通報対象となった事項及びその通報システムの利用状況 (2) 今後通報対象となる事項及びその導入予定時期 (1) 集団健診及びレディース検診(以下、「集団健診等」といいます。)について つくば市の集団健診等の会場について、市ホームページには「※荃崎交流センター・桜保健センター・大穂保健センターは階段を使用する場所があります。車いすをご利用の方や介助が必要な方は、つくば市役所もしくは谷田部保健センターを予約していただき、決定通知書が届きましたら、健康増進課までご連絡ください。」との記載があります。 また、集団健診等の会場のうち、多目的	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	トイレに介助用ベッド（いわゆるユニバーサルシート）が設置されているのはつくば市役所のみです。そのため、介助用ベッドが必要な方が集団健診等を受ける場合には、会場としてつくば市役所を選択せざるを得ません。 以上を踏まえ、次の点を伺います。 ア 身体障がい等を理由として、利用できる集団健診等の会場が制限されることのないよう、エレベーターや介助用ベッドの設置を検討する考えはあるか イ エレベーターや介助用ベッドが設置されていないことにより利用できる集団健診等の会場が制限される方について、利用可能な会場を優先的に予約できる制度はあるか (2) 訪問理美容について つくば市では、「ねたきり高齢者理美容料助成事業」として、65歳以上で要介護4・5認定者又は寝たきり状態の方が、在宅で理美容を受ける際の費用の一部を助成していますが、障がい者については、このような助成制度はありません。 一方、土浦市や日立市では、高齢者だけでなく重度身体障がい者についても訪問理美容費の助成を行っています。 以上を踏まえ、次の点を伺います。 ア 移動や外出が困難な障がい者が理美容サービスを利用する際の負担について、どのように認識しているか イ 移動や外出が困難な障がい者に対する訪問理美容費の助成を検討する考えはあるか	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 空き地の樹木による生活環境被害について	本年5月、市内で家庭菜園を楽しむ市民の方から、「近隣の空き地に生えている桑の太木において毛虫が大量に発生し、周辺にある家庭菜園の畑、住宅の庭及び住居へ侵入して被害を与えている。」との相談が寄せられました。 空き地の適正な管理については、「つくば市空き地除草条例」（以下、「本件条例」といいます。）が制定されていますが、本件条例に基づき所有者等に除去が義務付けられるのは雑草に限定されており、樹木はその対象となっていません。 一方、隣接自治体の事例として、「つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例」では、「雑草等」の定義に「立ち木」を含めており、空き地に生える樹木による生活環境被害への対応が可能となっています。 また、「つくば市空き家等適正管理条例」でも、「管理不全な状態」の定義に「建築物の敷地内にある樹木（中略）が繁茂し、放置され、当該敷地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態」を含めており、空き家の敷地内に生える樹木については、生活環境被害への対応が可能となっています。 以上を踏まえ、次の点を伺います。 (1) 空き地に生える樹木が原因で生活環境に被害が及んでいる事案について、市民から市に対して相談が寄せられているか (2) 上記(1)の相談内容、つくばみらい市の事例及び「つくば市空き家等適正管理条例」との整合性を踏まえ、本件条例を樹木による生活環境被害にも対応できるものとするよう改正を検討する考えはあるか	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 市職員の働き方改革について	本年7月、「つくば市職員の働き方改革の一つとして、部分休業の対象となる子どもの年齢を引き上げることが提案してほしい」との相談が匿名で寄せられました。 部分休業とは、小学校就学前の子を養育する職員が、1日当たり2時間を上限として勤務時間を短縮できる制度です（地方公務員の育児休業等に関する法律第19条）。 相談者によれば、子どもが小学校就学後に、育児のために勤務時間を短縮できない現行制度のもとで、いわゆる小1の壁・小4の壁により勤務継続に困難を抱える職員がいるとのこと。 この点に関連して、品川区や川崎市など複数の自治体では、小学校就学中の子を養育する職員が1日当たり2時間を上限として勤務時間を短縮できる「子育て部分休暇」の制度を独自に導入し、法定の部分休業の対象期間を実質的に補完しています。 以上を踏まえ、次の点を伺います。 (1) 品川区や川崎市など他自治体における「子育て部分休暇」の制度について、つくば市としてどのように評価しているか (2) つくば市において、「子育て部分休暇」のような制度を導入することを検討する考えはあるか	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 まつりつくばで のごみの持ち帰り について	(1) 回収されたごみの量について (2) 想定される持ち帰られたごみの量について (3) ゴミステーションの設置数について	市長 担当部長
2 ユースクリニッ クの運営状況につ いて	現在までの来館者数と相談者数について	市長 担当部長
3 災害時における トイレの確保につ いて	災害時のトイレの整備状況について	市長 担当部長
4 お米に対する農 業政策について	本年の主食用米の作付けの状況について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 生活保護に関する事務について	(1) 扶養義務の取扱いについて (2) 無料低額宿泊所の設置の有無について (3) 申請者数の推移について (4) 下記のケースにおける住宅扶助費や様々な給付金を含めた生活保護費の月額支給額について ア 18歳単身 イ 30代夫婦と小学生2人 ウ うつ病により精神障害2級の40代母親と中学生1人、小学生2人の母子世帯	市長 担当部長
6 部活動の地域移行について	移行先の確保状況について	市長 教育長 担当部長
7 学校における熱中症対策について	(1) 各学校における今夏に行った熱中症対策及び利用した備品について (2) 熱中症における保健室利用の状況について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 中 村 重 雄

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 空き家対策について	市内の駅周辺部においては新しい住宅の建設が進む中、周辺地域においては管理の行き届かない空き家があります。空き家は地域住民に不安を与えるだけでなく、生活環境の悪化にもつながります。国においては「空家等対策の推進に関する特別措置法」が令和 5 年に改正され、各自治体においても対策強化が進められていますが、つくば市においても地域特性を踏まえた対応が求められています。 つきましては、以下伺います。 (1) 市内の空き家の状況について (2) 管理不全に陥っている空き家に対して、市として行っている指導や対策について (3) 空き家の利活用を促進するための施策について (4) 空き家対策を進めるに当たっての地域住民や自治会及び不動産業者等との連携強化について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 2026 年 4 月 から 始まる自転車への反則金制度導入について	2024 年 11 月 から自転車運転に対して罰則の強化がされました。来年度からは更に自転車反則金制度が導入されますが、新制度導入に伴い行政の果たす役割について、以下伺います。 (1) 新しく導入される自転車反則金制度の市民への周知方法について (2) 子供や高齢者を含む市民への交通安全教育強化への取組について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 木村 修寿

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 高齢者等のごみ出し支援事業について	高齢や障害等の理由により、ごみ集積所へのごみ出しが困難な世帯について、親族、近隣在住者等の協力が得られない場合の支援事業の進捗状況についてお伺いいたします。	市長 担当部長
2 道路行政について	市道 1-62 号線については、令和 2 年度に実施設計や用地測量が完了し、令和 3 年度から用地買収を行い、茨城県土浦土木事務所が実施している西谷田川の河川改修に伴う高山橋改築工事に合わせて、つくば市が整備を進めたところです。 令和 5 年度に高山橋改築工事が完了したことから、令和 6 年度にはつくば市が道路排水の流末整備工事を行ったところです。高山橋周辺の道路改良工事の整備スケジュールについてお伺いいたします。	市長 担当部長
3 つくばスマート IC 周辺地区の産業用地整備事業について	産業用地整備については、令和 7 年 1 月及び 4 月に関係地権者等に土地利用約 74ha 等の計画案の説明会を開催しました。今後の整備方法及び整備スケジュール等についてお伺いいたします。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7年 8月 25日
午前 8 時 47 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 8月 25日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 青木 真矢

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくばエクスプレスとの連携について	つくばエクスプレス（以下「TX」という。）は、市内外の人々の重要な交通手段であるだけでなく、市の人口増加に寄与し、つくばと東京間を結ぶ中で様々な地域や人をつなぐ存在でもあります。さらに、TXは市内の各駅周辺から周辺市街地に至るまで、多くの市民が利用する生活の基盤となっています。本年、TXが開業20周年を迎えるに当たり、市はTXを運営する首都圏新都市鉄道株式会社との連携を一層深め、新たな関係性を構築することで、市の魅力の創出と市外への発信、さらには市民への情報提供など、様々な形で協働できると考えます。 そこで、市とTXを運営する首都圏新都市鉄道の連携に関して以下の点を伺います。 (1) TX開業により市が受けた恩恵及び市の発展におけるTXの存在意義について (2) TXを運営する首都圏新都市鉄道株式会社と市の関わりについて	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 市内TX駅周辺地域のコミュニティについて	市内 TX 駅周辺地域においては、PTA や自治会が元々存在しない、あるいは廃止されている地域が多く見られます。これらは市民の自由意志による判断であり、半ば強制的な所属が受け入れられにくいことは理解できます。その点自体が問題であるとは考えておりません。一方で、市内 TX 駅周辺地域でコミュニティ形成に関わる中で、子育て世代の孤立に関する声を直接伺うことがあります。地域において「所属したい」と思える居場所があり、楽しみながら活動できるコミュニティの存在は重要です。そうした場がなく、地域社会との接点を全く持てない状況は、非常に憂慮すべき事態だと考えています。 そこで、市内 TX 駅周辺地域におけるコミュニティについて以下を伺います。 (1) PTA 及び自治会について ア 市内における総数 イ TX 駅周辺地域における分布状況 ウ TX 駅周辺地域における自治会の増減傾向について (2) 市内 TX 駅周辺地域における子育て世代の孤独感や地域的疎外に関する市の認識について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 9 時 18 分 受 付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

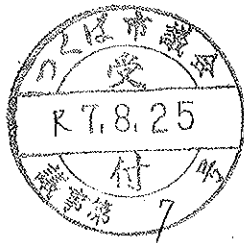
令和7年 8月 25日

つくば市議会議長 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 小久保 貴史

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 道の駅基本構想について	候補地選定のアンケート調査内容、結果及び結果に対する対応についてお聞かせください。	市長 担当部長
2 道路行政について	国道 125 号つくば東バイパスの整備について現在の進捗状況をお聞かせください。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 10 時 32 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 神谷 大蔵

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 芸術文化創造拠点について	令和 7 年 6 月 21 日に開催された市民説明会の際に、市民から出された意見の対応について伺います。	市長 担当部長
2 特定外来生物 キョンについて	目撃情報や鳴き声を聞いたとの情報が市民から寄せられております。今後の駆除や繁殖を抑えるための対応について伺います。	市長 担当部長
3 ペDESTリア ンデッキについ て	(1) 雨天時に滑って転倒する場面を目にします。今後の安全対策の取組について伺います。 (2) イベント開催時に、つくばセンター広場と 2 階ペDESTリアンデッキの双方へ、情報を同時に周知できる機能（スピーカー）が必要と考えますが、市の見解を伺います。	市長 担当部長
4 つくばのおさけ について	つくばのおさけ推進協議会における地酒の振興に向けた取組について伺います。	市長 担当部長
5 「TSUKUBAおで かけ journey！」 について	つくば市内周遊観光モデルコース「TSUKUBAおでかけ journey！」の今後の取組について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 10 時 50 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 水泳授業の方針 と市民プールの現 状について	(1) 市内小中学校における、今年度の水泳授業 の実態と今後の方針について伺います。 (2) みどりのプールについて以下伺います。 ア 現在の利用方法などの運用体制 イ 高齢者がより利用しやすくなるための 対策	市長 副市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4
のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるよ
うお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 10 時 55 分 受 付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 渡 辺 峰 子

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 HPV検査の導入について	子宮頸がんは若年層でも増加傾向にある一方、早期発見により予後の改善が可能となります。これまで公的検診では細胞診いわゆるパップテストが主流でしたが、近年より、高い感度を有するHPV検査の有効性が示されており、自治体が行う公的検診として導入できるようになりました。 つきましては、以下の点についてお伺いいたします。 (1) 当市における子宮頸がん検診の受診率及びがん発見率の現状 (2) HPV検査の導入に向けた検討状況及び課題 (3) 受診者の心理的・経済的負担、医療体制整備などの課題への対応 (4) HPVワクチン接種との連動を含めた、受診率向上策	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 マイナンバーカードの更なる活用と利便性の向上について	マイナンバーカードの保有率は総務省によると2025年7月末時点で人口の79.2%となっており、健康保険証としての利用登録も増加しており、厚生労働省によるとマイナンバーカード保有者における保険証登録率は2025年7月末時点で86.3%に達しています。自動車運転免許証との一体化や各種手続き等の活用が進み、マイナンバーカードの利便性が向上しているものと捉えますが、これらを踏まえ、マイナンバーカードに関し、以下の点についてお伺いいたします。 (1) 当市のマイナンバーカード交付率及び証明書発行時や医療機関での利用率 (2) 利用促進に向けた市民への周知方法及び課題 (3) 総務省消防庁においては、2026年に救急時におけるマイナ保険証の活用を本格運用するために全国で実証事業が展開されていますが、当市では今後展開する予定はあるか	市長 担当部長
3 避難所におけるトイレ環境の整備について	避難所でのトイレ不足や衛生環境の悪化は、災害時の生活上最も深刻な課題の一つであります。東日本大震災や熊本地震の避難所では、トイレ不足・悪臭・衛生環境の悪化から利用を控え、水分摂取を避けたことで、脱水症やエコノミー症候群を発症する事例が報告されています。災害時の健康リスクへの対策として、避難所におけるトイレ環境の整備が重要と考えますが、市の現状について以下お伺いいたします。 (1) 当市指定避難所における災害時のトイレの確保の状況 (2) 簡易トイレや仮設トイレの早期設置体制	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 11 時 00 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

篠内 幸代

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 プレコンセプションケアについて	プレコンセプションケアとは、直訳すると「妊娠前ケア」を意味しますが、近年では、若い世代が生涯にわたり健康に暮らすことをめざす取組として位置づけられるようになっていきます。 政府は本年 5 月、若い世代への性や健康に関する知識の普及や情報提供、相談支援の充実などを盛り込んだ「推進 5 か年計画」を初めて策定しました。 そこで、以下の点について伺います。 (1) プレコンセプションケアに関する市の見解 (2) 今後の普及、啓発	市長 担当部長
2 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業について	令和 7 年度から「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」が開始され、妊産婦への面談を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援を組み合わせ実施されます。 産前産後における孤立化や虐待リスクを未然に防ぐことは極めて重要ですが、一方で、つくば市で子育てをする方々からは、とりわけ相談支援や産後ケア事業の更なる充実を求める声が寄せられています。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 救急医療情報便 ツクツク見守りた いについて	以下、つくば市の現状について伺います。 (1) 「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」の具体的な内容 (2) 産後ケア事業の利用状況と課題（短期入所型・通所型個別・居宅訪問型・通所型集団の4種類別） (3) 低出生体重児や多胎児など、特別な配慮を要する親子への産後ケアに対する見解 救急医療情報便「ツクツク見守りたい」は、緊急時に備えて医療情報や緊急連絡先などを専用の用紙に記入し、専用封筒に入れて自宅の冷蔵庫に貼り付けておくことで、救急隊や搬送先医療機関が迅速に活用できる仕組みです。 高齢者や障害のある方、特にひとり暮らしの方にとって、大きな安心につながる取組と考えます。 以下の点について伺います。 (1) 実際の活用事例 (2) 配布方法と事業開始後の配布件数 (3) 周知方法	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午前 11 時 52 分 受付
(通告書 / 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 山中 真弓

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 エアコン設置について	(1) 市内スポーツ施設へのエアコン設置計画について (2) 市内小中学校の体育館や武道館へのエアコン設置計画について	市長 教育長 担当部長
2 高齢者や障がい者等への移動支援について	(1) つくタクの予約システム等の変更点について (2) タクシーやバスへの直接運賃補助の導入の考えについて	市長 担当部長
3 小規模特認校について	(1) 小規模特認校を設置することになった経緯 (2) 小規模特認校説明会の参加人数と寄せられた意見や要望について (3) 今後、小規模特認校を増やしていく考えについて	市長 教育長 担当部長
4 5歳児健診について	5歳児健診については、令和4年の3月議会でも要望し、令和6年度12月議会でも要望がありました。昨年度ワーキングチームを作って、令和8年度実施に向けて準備を進めているとのことでしたが、以下伺います。 (1) 現在の進捗状況 (2) ワーキングチームのメンバー構成 (3) 具体的なフォローアップ体制についての市の考え	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和7年 8月 25日
午後 2 時 18 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 8月 25日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 梅沢 尊信

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 アライグマの鳥獣被害について	つくば市北部地域では、アライグマによる農作物や住宅への被害が頻繁に報告されています。ある地域では、箱罠を借りているのですが、複数ある畑では、同時に野菜が荒らされて、一台では足りないと言っております。 そこで、現在市が行っているアライグマ対策について以下伺います。 (1) 箱罠の貸与、設置数の上限 (2) 捕獲の許可・回収体制 (3) 予算の規模と年度推移	市長 担当部長
2 命を守る行政責任としての熱中症対策 — 高齢者・生活保護受給者へのエアコン設置支援の抜本的見直しについて	近年、記録的な猛暑が常態化し、熱中症による重症事例が全国で増加している。特に高齢者の約9割が屋内で熱中症を発症。冷房の利用を控えて重症化の事例が後を絶たない。生活保護世帯や独居高齢者の中には、エアコンが未設置の場合や、電気代の負担を理由に使用を控えるケースがあります。そこで、以下伺います。 (1) つくば市内の生活保護世帯における高齢者のエアコン未設置の世帯の把握について (2) 生活保護制度におけるエアコン設置購入に対する市の考えについて	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 空き家対策について	近年、つくば市内でも所有者不明又は管理放棄された空き家が増え続けています。特に民有地内の老朽化した空き家については、近隣住民から「倒壊の危険」「景観の悪化」「不審者の侵入」「害獣の温床」といった深刻な苦情が寄せられています。しかしながら、民有地であるがゆえに、市としても踏み込みづらく、実質的に放置せざるを得ないケースが多く見受けられます。こうした問題を未然に防ぐこと、また既存の放棄空き家への対応を進めるため、以下伺います。 (1) つくば市における空き家の実態把握について ア 老朽化・管理放棄が著しい民有地の空き家の件数 イ 所有者不明または連絡困難な物件の件数 (2) 市民・地域との連携強化について ア 空き家問題の市民や自治会との情報共有・通報体制 イ 市の広報活動の現状と課題 ウ 空き家バンク制度など、空き家を利活用する仕組みの現状と、改善すべき点	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午後 2 時 20 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

伊藤 文弥

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 ひきこもり等に関する実態調査を踏まえた今後の支援について	近年、8050 問題等に代表されるひきこもり問題は深刻な社会課題となっている。内閣府が令和 4 年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、15～39 歳の 2.05%、40～64 歳の 2.02%がひきこもり状態にあるとの結果が示されており、全国で約 146 万人がひきこもり状態にあると推計されている。つくば市においても、同調査結果を基に推計すると約 3,400 人のひきこもり状態の方がいることになる。 つくば市では令和 6 年度に「ひきこもり等に関する実態調査」を実施し、地域の実情把握に努めているところである。この調査結果を踏まえた効果的な支援策の検討が求められている。 以下、つくば市のひきこもり支援の現状と今後の方向性について伺う。 (1) 令和 6 年度に実施した「ひきこもり等に関する実態調査」について ア 調査方法の概要 イ 把握できた人数と年代構成 ウ ひきこもりに至った経緯	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(2) 現在の支援体制と取組状況について ア 実施しているひきこもり支援の具体的内容 イ 相談件数の推移と相談内容の傾向 ウ 予算規模と事業効果の評価 (3) 今後の支援体制充実に向けた取組について ア 実態調査で明らかになった課題を踏まえた今後の取組方針 イ 支援体制強化に向けた具体的な検討事項	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 25 日
午後 3 時 59 分 受 付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 25 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 **木村 清隆**

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市下総広域農道、いわゆるアグリロードの小貝川への架橋延伸について	つくば市下総広域農道、いわゆるアグリロードの東西延伸についての質問・要望を何度もさせていただきました。これまで、市民をはじめ、お隣の常総市の方々からも、小貝川に橋を架け西に延伸してほしいとの要望が増え、昨年、小貝川架橋要望総決起大会が500名を超える参加者にて開催しました。その後、架橋延伸を強く願う陳情書に30,992名の御賛同を得て、先日、つくば市・常総市の両市長に提出しました。 アグリロードの小貝川への架橋は、県道24号線の交通渋滞の緩和や、小・中学生の通学路の安全確保、防災対策の観点からも多くの方々からの切実な願いとなっています。 アグリロードを小貝川に架橋して、一般生活道路の延伸の早期実現に向けて、以下伺います。 (1) 前回質問時から今日に至るまでの市の考えと取組・進捗状況 (2) 現在の長峰橋(県道24号線)と新福雷橋(県道123号線)周辺道路の渋滞状況 (3) 東西延伸・架橋することで期待できる交通・経済の効果	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 豊里ゆかりの森の活用について	(4) 東西延伸・架橋の早期実現を願う総決起大会の開催、陳情書を提出してから、常総市との事務レベルの協議状況 (5) 東西延伸・架橋を実現するため、今後の具体的な取組 豊里地区にある「豊里ゆかりの森」は、敷地面積 12ha のアカマツとクヌギが多い平地林の自然豊かな公園です。カブトムシやクワガタムシ、トンボにアゲハチョウのほか、昆虫採集や観察もできます。夏にはオニヤンマをはじめ種類多くのトンボも飛び交い、野鳥のさえずりと自然がいっぱいです。 豊里ゆかりの森の中には、昆虫館、工芸館、美術館、宿泊施設「あかまつ」、キャンプ場、テニスコートなど様々な施設があります。これらについて、以下伺います。 (1) 各施設の利用状況 (2) 各施設の運営管理の方法 (3) 各施設の今後の改修計画 (4) 新施設の増設計画 (5) 「豊里ゆかりの森」の広報	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 26 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 / 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

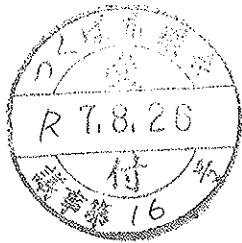
令和 7 年 8 月 26 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 田代 優

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 研究学園地区周辺における生活道路の渋滞対策について	研究学園地区周辺は住宅地や商業施設が増え、特に子育て世代の転入も多く、地域のにぎわいが増す一方で、生活道路の渋滞が課題となっています。 中でも、市道 7-3019 号線では、夕方の時間帯や週末を中心に、車の流れが滞るとの苦情が市民の方から寄せられています。 こうした日常の移動に支障が出ている状況を踏まえ、以下の点について伺います (1) 当該道路における渋滞の現状把握と分析について (2) 当該道路における改善策の検討状況について (3) 当該道路における周辺施設関係者との連携による、今後の対応の方向性について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 26 日
午前 10 時 14 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 26 日

つくば市議会議長 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 小村 政文

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 全天候型の子ども遊び場の整備について	先の福祉保健委員会の行政視察で、長崎市にある全天候型子ども遊戯施設「あぐりドーム」を見てきた。市長公約でも全天候型の子ども遊び場の整備が掲げられているが、せっかくつくば市にも整備するなら、子どもたちが存分に遊べる質の高い施設を整備して欲しいと考えるため、市の方針について伺う。	市 長 担当部長
2 部活動の地域展開について	部活動の地域展開がつくば市内でも進んできているが、地域によっては担い手不足などの課題もある。全市的に一層地域展開を推進していくため、現在直面している課題や対応策について伺う。	市 長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 27 日
午後 0 時 53 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 27 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 市原 琢己

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 国道 354 号の整備に関して	国道354号は、県南部地域を横断する主要幹線道路であると共に、地域住民の日常生活に直結する重要な道路です。国道354号の現状、国道354号谷田部バイパス整備事業について、以下伺います。 (1) 国道354号の稲荷前の交差点から上横場の交差点までの約3.4kmの交通量の現状と問題点に対する市の認識 (2) 国道354号谷田部バイパス整備の進捗状況 (3) サイエンス大通りから榎戸の交差点に抜ける市道の今後の整備予定	市長 担当部署
2 高校への進学について	高校への進学について、以下伺います。 (1) つくば市内の中学校3年生の生徒数、各高校の定員と入学者数の状況 (2) つくば市の中学校3年生の市内外の高校への進学者数 (3) つくば市の中学校3年生の高校への進学の現状に対する市の考え	市長 教育長 担当部署

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 市の医療体制について	令和7年2月定例会議の一般質問において、昨年年末年始の医療逼迫を受けて、診療の場を増やすことなど、次の年末年始に向けた対応について言及させていただきました。 それを踏まえ、市の医療体制について、以下伺います。 (1) 次の年末年始に向けて市が取り組む対策 (2) 小児オンライン診療の評価 (3) オンライン診療の今後の予定	市長 担当部署

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 27 日
午後 1 時 20 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 27 日

つくば市議会議員 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市立学校におけるスクール・カウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーについて	つくば市では、学校の不登校児童生徒対策をきっかけとしてスクール・カウンセラー（以下「SC」という。）及びスクール・ソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が大幅に増員されました。それまで県からの派遣のみだった上記職種について、市独自の配置及び派遣を開始し、成果を挙げています。 一方で、これらの職種、取り分けSSWは、家庭への介入、また各種福祉制度とつなげることなど業務範囲が広く勤務時間も一定ではありません。 今後、ますますニーズが高まるであろうSSWが、十分に力を発揮するために、市としてサポートできることがあると考え、以下伺います。 (1) つくば市の学校におけるSC及びSSWの契約形態 (2) SC及びSSWの配置状況及び各学校での勤務状況 (3) SC及びSSWの学校での活動場所並びに活動に必要な備品等の配備状況 (4) SC及びSSWの研修並びに情報交換の実施状況	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市の水田における被覆肥料の回収状況について	現在、慣行栽培を行っている多くの水田では、プラスチック被覆肥料が使用されています。肥料分を徐々に効かせることで、真夏の追肥をしなくても安定した収量が見込めるというメリットがあり、平均年齢約70歳と言われる水稻農家にとっては恩恵の大きい資材です。 一方で、プラスチック被膜殻は、肥料分がなくなった後も、水田にそのまま残っています。また、水田は水の出入りがあるのでその際に環境中に放出されます。1個当たり0.02gほどのいわゆるマイクロプラスチックとなって川や海を汚染します。JA全農もこの事態を重く見て、2030年までにはプラスチック被覆肥料を全廃したいと発表していますが、なかなか進んでいないのが実態です。 マイクロプラスチックの「産出源」としては人工芝がありますが、人工芝については市の施設からの排出を減量する取組が始まっているところです。今回取り上げるプラスチック被覆肥料は、直接市の施設では使われませんが、プラスチック被膜殻を環境中に放置、放出することはプラスチックごみの増加につながると考えます。現在の市の状況と対策について伺います。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 つくば市児童生徒の読み書き困難支援について	つくば市では、ディスレクシア（発達性読み書き障害）の児童生徒に対する対応をかなり早い時期から取り組み、全ての児童生徒へのスクリーニング調査などを実施しています。 2023年の一般質問では、成長してから発見される読み書き困難へのスクリーニングの実施及び対応を要望しました。そこで現在の状況と課題等について、以下お伺いします。 (1) 全児童生徒対象のスクリーニングの実施状況 (2) スクリーニングの結果、より詳しい検査が必要となる児童生徒の割合と検査の実施状況 (3) 読み書き困難で支援が必要な児童生徒の在籍学級 (4) 読み書き困難への支援を行う教員、支援員等の研修実施状況と課題	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 7年 8月 27日
午後 / 時 22分 受付
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 8月 27日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川田 青星

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市の空き家対策について	2025年1月1日現在の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」において、つくば市は特別区を除いた人口増加率が日本一である一方、筑波地区や茎崎地区では高齢化が進行しており、人口減が続いています。それに伴い空き家の問題が顕在化しつつあります。このような現状を鑑み、本市では2023年度より「第2期つくば市空き家等対策計画」を策定し、空き家等に関する施策を進めています。計画策定に先立ち空き家の実態調査が行われましたが、地元住民や区長の把握している空き家の数とは乖離があるようです。また、無料相談会や空き家バンク等、市の施策が周知されていない現状もあります。団塊の世代が全員後期高齢者となり、今後空き家の数は更に増加することが予想される中、つくば市ではどのように対処していく方針か以下伺います。 (1) 空き家の定義と市内の状況 (2) 現在行っている空き家対策 (3) 空き家の発生予防への取組と課題	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 放課後の居場所について	つくば市では児童館、放課後交流ひろば、放課後アフタースクールなど様々な居場所事業が展開されています。子どもたちにとって安心して過ごすることができる居場所が確保されていることは喜ばしい状況だと言えますが、一方で様々な事業が混在しており、地域によって利用できる事業が異なるという問題があります。全ての子どもたちがより安心して利用できるよう、居場所事業について整理するべく以下伺います。 (1) 市として実施している放課後居場所事業 (2) 今後の放課後居場所事業の在り方の検討状況	市長 教育長 担当部長
3 既存の資源を活用した観光推進について	池田地区にて道の駅の整備検討を進めていくことが決定し、道の駅周辺の活性化に期待がかかります。ただし観光推進については新しい施設だけでなく、既存の資源を活用することも重要です。つくば市内では筑波山のほか、牛久沼も地域住民から親しまれている観光資源として挙げられます。豊かな生態系を守りつつ、地域活性のために牛久沼を利活用していくことについて市の考えを伺います。 (1) 市長公約に掲げられている「筑波山・牛久沼の生態系を生かした活性化」の具体策 (2) 牛久沼活用についての近隣自治体との連携状況	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 27 日
午後 3 時 1 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 榊原 アリーゼ

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 いじめ問題について	(1) 市教育委員会が策定している「いじめ防止基本方針」の具体的な実施状況及び効果測定 (2) 重大事態発生時における「いじめ問題対策連絡協議会」や「専門委員会」の役割及びこれまでの開催実績 (3) 子どもや保護者からの相談体制について ア 窓口の設置及び周知状況 イ SNS 相談の導入状況 (4) いじめ被害児童生徒に対する心理的ケア、学級復帰や学習支援の充実に向けた市の今後の方針	市長 教育長 担当部長
2 青少年の健全育成と支援策について	(1) 地域の青少年の健全育成に関する施策 (2) 相談窓口の設置状況 (3) 地域の協力体制	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 27 日
午後 3 時 5 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 27 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 飯岡 宏之

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 旧つくば中央警察署の敷地について	令和 7 年 6 月定例会議において、「つくば市産業会館（仮称）の建設に関する請願書」が全会一致で採択された。これは、地域産業の振興と異業種連携の拠点整備を求める市民の強い期待を示すものと受け止めている。ついては、以下伺う。 (1) 旧つくば中央警察署の敷地面積、評価額及び現在の管理状況などについて (2) 茨城県とのこれまでの協議及び交渉の経緯、並びに請願書採択後における市の具体的な対応及び進捗状況について (3) 旧つくば中央警察署の敷地の購入に対する市の基本的な考え方及び今後の方針について	市 長 担 当 部 長
2 65歳以上の独居高齢者の見守り支援策について	総務省の統計（人口推計2024年 9 月15日現在）によると、総人口が減少する中で、65歳以上の人口は3,625万人と過去最多、総人口に占める割合は29.3%と過去最高である。	市 長 担 当 部 長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	また、65歳以上の一人暮らし高齢者の数は年々増加しており、2040年には約900万人に達すると予測される。ついては、以下伺う。 (1) 65歳以上の独居高齢者見守り支援の現状及び今後の取組について (2) 緊急通報システムの運用状況及び課題について (3) テクノロジーの導入及び今後について (4) 地域見守りネットワークとの連携強化について (5) 地域ボランティアや民間事業者との連携による持続可能な仕組みづくりについて	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 27 日
午後 3 時 36 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 27 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 小森谷さやか

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 香害について	持続する強い香りが人気の柔軟剤や洗濯用合成洗剤、逆に“消臭”をうたう各種製品により体調不良を引き起こす「香害」は、人工香料や香料等を包むプラスチック製のマイクロカプセルが原因と言われています。2022年に発足した「香害をなくす議員の会」に所属する議員は現在151名と、この3年間で倍増しました。困っている人がいかに増えているかを現しています。 そのような動きの中で、児童・生徒の化学物質過敏症の実態調査を長年行ってきた新潟県立看護大学の永吉雅人准教授らにより専門的な全国規模の学術調査が行われました。この結果から、回答者のうち、およそ1割の子どもたちが、教室内に漂う化学物質の影響で体調不良を訴えていることがわかり、「子どもの香害は新たなシックスクール問題」だと言える」との中間報告がなされました。この調査にはつくば市の児童生徒の保護者の皆さまにもかなりの数のご協力をいただきましたようです。調査結果から見たことを今後の取組に生かすため、以下伺います。 (1) 調査の概要と結果 (2) 今後の取組	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 教職員等による子どもたちへの性暴力をなくすための取組について	性犯罪・性暴力等で処分された公立学校教育職員の数は全国で毎年200人を超える水準で推移していましたが、文部科学省公表の最新年度である2023年度は320人と、過去最多を記録しました。 1人の教職員が多数の児童生徒に加害しているケースや、表面化していないケースも含めると相当数の子どもたちが被害に遭っていることになります。 被害に遭った子どもたちはその後の人生を大きく変えられてしまいます。「自分は汚れてしまった」「自分に価値が感じられない」といった自己への嫌悪感、「死にたい」「消えたい」という希死念慮などの心への悪影響、また不眠、食欲不振などの体への悪影響が明らかになっています。 更に、他者と親密な関係を築けず孤立してしまったり、進学や就職を諦めてしまうなど、人生そのものを歪められてしまうことが指摘されています。 この問題に対処するため、2022年「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が議員立法により衆参全会一致で成立し、更にこの法律に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための指針が策定されました。そこで、この件に関する本市の取組について、以下伺います。 (1) 本法及び本指針の概要 (2) 実態把握のための調査や相談体制 (3) 特定免許状失効者等に係るデータベース（日本版DBS）の概要と活用状況 (4) 何が性暴力にあたるのか、どう対応すればよいかを子どもたちに伝える取組	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和7年 8月 27日
午後 3 時 50 分 受付
(通告書 4 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7年 8月 27日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川村 直子

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 子どもや若者のからだ・心・性の悩みに寄り添う包括的性教育について	日本の公教育においては、子どもや若者が、多様かつ正確な「性」に関する知識とリテラシーを育む機会が十分ではありません。 月経、避妊、中絶、性行為、性的同意、性暴力の防止など、人生に直接関わる重要なテーマを正確に学ぶ機会が無く、インターネットを情報源としている人も少なくありません。不正確なネット情報の規制も緊急な課題ですが、大人の知識も不十分で、全世代が認識を新たにする必要があります。 国際的には 2009 年にユネスコがユニセフや WHO と共同で作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が性教育の指針となっています。科学的根拠、人権尊重、ジェンダー平等、性に対する肯定的なアプローチという基本理念のもと、幼少時から 18 歳になるまで、成長とともに段階的に学んでゆく一連のカリキュラムになっています。 日本でも近年、このガイダンスを基本とした「包括的性教育」が注目されています。2023 年には日本弁護士連合会から国に対し、包括的性教育の実施を学習指導要領に盛り込むことと、包括的性教育と「性と生殖の健康に関する権利」を保障する包括的な法律の制定と制度の創設を求め	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市における LGBTQ に関する取組について	る内容の意見書が提出され、公教育へ導入する必要性が高まっています。 本年3月の会派代表質問では、教育局においても包括的性教育の必要性を認識していると確認しました。本年5月からは子どもや若者のための青のカフェが始まり、今後に期待を寄せているところです。 改めて、以下伺います。 (1) 文部科学省が推進する「いのちの安全教育」と、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づく「包括的性教育」の、市における実施状況と課題について伺います。 (2) 青のカフェの事業内容、これまでの実施状況、現状における課題、今後の見通しについて伺います。 (3) 若者のみならず、大人にとっても重要な情報である緊急避妊薬に関して、現状と課題及び市民への情報提供について伺います。 LGBTQ、性的マイノリティであることによる生きづらさは、周囲の無理解により、不登校や、出勤に支障を来したり、場合によっては自死の原因ともなる、深刻な側面を持っています。 2023年6月には「LGBT 理解増進法」（正式名称：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が施行されました。第5条に「地方自治体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力を行うよう」という旨、また第6条2項や第10条3項には「学校の設置者は、当該学校の児童生徒に対し、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等の役割がある」という旨が定	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	められています。 市では 2022 年より 4 年間、この課題に関し、全ての市職員及び教職員の研修を実施してきました。迅速に取り組んでいただいたことに大変感謝し、評価をしています。しかし LGBTQ に関する課題解決には、既成概念や無理解による同調圧力など、意識改革や社会全体の変容が必要で、知識を得たからといってすぐに解決につながるものでもありません。不断の努力と、全体化する継続した取組が必要です。 つくば市においてはこれまで 4 年間の研修等を基礎として、ここからどのような取組を行っていくのが非常に大切であり、以下、伺います。 (1) これまでの市職員研修及び教職員研修の実施状況、研修から分かった現場の課題と、課題への対応状況について 研修 2 年目の 2023 年 9 月議会の答弁では、教育長から「今行っている研修の内容を生かし、子どもたちへの授業をしっかりと行います。多様性を認め合い、お互いが尊重される学校づくりをすることが、そのような社会づくりにつながっていくことを、これからしっかりと考えていかなければなりません。」という旨の答弁がありました。 研修は LGBTQ に関する情報を集中的に得る機会となり、知識習得や理解促進へつながりました。同時に、研修受講により浮かび上がってきた現場の課題があると思います。研修受講から分かった現場の課題と、課題への対応状況について伺います。	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(2) 教育局において行われたアンケート形式の調査研究2種について 教育局では、研修前後において学校や教員へのアンケート調査も実施されています。その調査の内容、調査から分かった課題、課題への対応状況について、以下伺います。 ア 「性的指向と性自認の多様性に関する学校調査」(学校調査) イ 「性的指向と性自認の多様性に関する教員アンケート つくば市の現状と全国平均の比較」(教員調査)	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 7 年 8 月 27 日
午後 3 時 56 分 受付
(通告書 5 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 7 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 酒井 泉

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 現在進行中の防災拠点計画について、プロポーザル審査時の条件についてお聞きします。	質問 1 ; 契約期間 (20 年) 終了後の防災拠点の継続性は担保されているのでしょうか？ 質問 2 ; 必要に応じて増改築や、敷地の拡張は可能なのでしょうか？ 質問 3 ; 防災拠点などの公益施設用地も含めて市有地を全部売ってしまい、売った土地を売却相手から借りて、防災拠点施設を売却相手に造らせてその建物を借りるという、何から何まで、提案まで業者に依存するというやり方に問題はないのでしょうか？ 質問 4 ; 市内に 94 か所ある指定避難場所（主に小中学校）と、20 か所ある福祉避難所（老人ホームや介護施設）と、12 か所の防災用井戸と、防災拠点施設の関係はどうなっているのですか？ 質問 5 ; 滞在可能な避難所が無い（少ない）のは何故ですか？	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 高エネ研南用地の一括売却について、市民への説明にミスリードする（誤解を招く）内容が多々あります	質問6；防災拠点の整備仕様は重要な契約条件であり、令和4年9月の売却契約時にグッドマンジャパンと合意していなければならないはずです。いまだに協議中であるということは、契約は未だ成立していないことになります。なぜ防災拠点以外の工事を許可したのですか？ 質問1；市報（2022年10月号）に掲載されている施設のイメージ図を見ると、すごく立派なものができるように見えます。高エネ研南用地全体（46ヘクタール）の中で、どの位の面積なのか？ 質問2；売却契約時の記者会見（令和4年9月6日）で、市民に向けた市長発言は、以下の認識で間違いはありませんか？ ①国策でも（整備促進が）示されているデータセンター ②市がずっと必要としていた防災拠点を無償で提供いただける ③ドッグランや大きなシアターを付けてくださる ④結果として売却益も大きい 質問2. 1；データセンターと、つくば市・研究学園都市はどのように関連しているのですか？ 質問2. 2；防災拠点を「無償で提供いただける」とは、防災拠点はグッドマンジャパンの寄付なのですか？ 質問2. 3；ドッグランや大きなシアターを「付けてくださる」とは、これらはグッドマンジャパンの寄付なのですか？ 質問2. 4；そもそも、売却益が大きいとはどういうことなのですか？	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 売却代金の 110 億円の価値が下が り続けています（目 減りしています）	・令和 4 年 9 月の売却契約から、<u>たった 3 年間で</u> 物価は 9 % も上がりました。 ・今の時点で売却代金の 110 億円は、<u>9 億円（8. 3 %）も目減り</u>しています。 ・5 年後の 2030 年には、さらに 10%以上の物価 上昇が予想されています。 そうすると、売却代金は 18 億円（16%）も目減 りすることになります。 質問 1；公有地の売却には慎重であるべきだとい う見解に対して、市長の見解をお聞かせくださ い。	市長
4 プロポーザル審 査の内容（価格）の 公開について	プロポーザル審査の内容について、以下の 3 項 目が<u>墨塗り</u>で非公開です。 ①購入価格 ②土地利用の緑地率（土地の利用度） ③土地利用の基本コンセプト（利用目的の概要） これらは、企業の正当な利益を害するものでは なく、請求があったのにもかかわらず<u>墨塗り</u>で非 公開なのは、情報公開条例に違反する疑いがあり ます。 質問 1；プロポーザル審査の内容（価格）が非公 開であることについて、その理由を説明してくだ さい。 質問 2；プロポーザル方式は、<u>随意契約</u>です。非 公開の随意契約がまかり通れば、<u>利権や談合がま かり通った時代に逆戻り</u>です。この点について市 長の見解をお示してください。	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
5 防災拠点施設に関する全員協議会の開催願いのついて	黒田議長を通して、執行部に全員協議会による防災公園の説明を求めましたが、「現在のところ執行部が説明することはない」、「夏か秋頃に説明する」との回答でした。さらに、「相手方の企業秘密などもあり、相手方との交渉の兼ね合いで、新しい情報の公開にはもう少し(秋頃まで)時間が必要」との回答と聞いています。 質問1；防災拠点に関して「グッドマンジャパンの企業秘密」とは何なのかについて、説明をお願いします。市民に明かせない企業秘密のある防災拠点施設などつくば市には必要ありません。 質問2；令和4年1月11日の「つくば市議会高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会」では、「土地開発公社の土地なので議会の議決は不要」とした執行部に押し切られて議決はしていません。誰が賛成し誰が反対したのかも定かではありません。議決はしていないので、議会に一括売却に対する責任はありません。しかし、元々議会の報告書が提案していた防災拠点施設なので、<u>執行部が、<u>全員協議会</u>において議会に説明をし、<u>衆知を集めて対策を議論する必要がある</u>と考えますが、この件に関して市長の御見解をお示してください。</u>	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
6 高エネ研南用地を UR に返還する交渉について	令和7年2月定例会議で、市長は「第三者委員会の調査結果に基づいてURとの交渉にあたった」とおっしゃいました。しかし、市民の税金を一千万円も委員会に支払って作成した報告書には、URが当時の市原市長に対して「全部の土地を買わなければ、残りはソーラー業者に売ってしまう」と言って、高エネ研南用地の全部の売却をつくば市に強要した事実（議事録）が掲載されています。私は、第三者委員会の郷原弁護士と五十嵐市長がこの問題を不問にした理由がわかりません。 質問1；五十嵐市長が、URとの交渉において、この事実を不問にした理由について御説明をお願いいたします。	市長
7 高エネ研南用地の防災拠点計画について	質問1；市民の命にかかわる防災拠点について市民の同意が得られない場合、それでも一括売却を強行するのか？ それとも一括売却は解約し、必要な用地を買い戻して、自前で防災拠点を整備するのか、市長の見解をお伺いしたい。	市長
8 特別職の退職金廃止の制度化について	五十嵐市長の1期目の公約は、「市長特権の退職金の廃止」でした。 今議会で1円条例を遡って無効にする条例案を提出する予定ですので、是非とも1期目と2期目の残りの退職金をお受け取りの上、残りの任期中で、本来の公約である、「特別職の退職金廃止」の制度化に取り組んでください。 質問1；この件に関して市長の見解をお示しく下さい。	市長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。